

自己点検シート（特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）

事業所名	ケアハウス花みずき
点検者職・氏名	施設長 原本 一
点検年月日	令和2年 10月 25日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「達」、そうでないものは「不適」、該当のないものは「該当なし」にチェックをしてください。

○「I 基本方針からV 変更の届出」までは、別に定める場合を除き、居宅サービス及び介護予防サービス共通とします。その際、介護予防サービスにおいては要介護を要支援に、特定施設入居者生活介護を介護予防特定施設入居者生活介護に、居宅介護支援事業者を介護予防支援事業者に、それぞれ読み替えてください。

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					達	不適	該当なし

I 基本方針

● 1	基本方針	特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、要介護状態となった場合でも、利用者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようとするものとなっていますか。	条例 第175条第1項	・運営規程	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、利用者が当該指定介護予防特定施設において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	予防条例 第161条第1項		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		安定的かつ継続的な事業運営に努めていますか。	条例 第175条第2項 予防条例 第161条第2項		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

II 人員基準

● 2	従業者の員数	【生活相談員】 常勤換算方法で、利用者の数【前年度の平均値】が100又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。 ※100人までは常勤換算方法で1人必要 100人超~200人まで常勤換算方法で2人必要	条例 第176条 予防条例 第162条	・勤務表 ・サービス提供記録 ・職員名簿、雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・就業規則 ・賃金台帳等 ・利用者の数がわかる書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		【看護職員又は介護職員】 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっていますか。（常勤換算方法で 3：1） ※ 利用者数は、要介護者の利用者として認定を受けている利用者の数に、要支援として認定を受けている利用者1人を要介護者0、3人と換算して合計した利用者数【前年度の平均値】		条例 第176条 規則 第67条 予防条例 第162条 予防規則 第66条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
● 2 従業者の員数		看護職員（看護師又は准看護師）の数は、 ・利用者の数【前年度の平均値】が30を超えない指定（介護予防）特定施設にあっては、常勤換算方法で1以上となっていますか。 ・利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっていますか。	条例 第176条 規則 第67条 予防条例 第162条 予防規則 第66条	<p>【前年度の平均値】 *前年度とは毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度</p> <p>*計算式 前年度の全利用者等の延数 ÷ 前年度の日数 (小数点第2位以下を切り上げ)</p> <p>・職員勤務表</p> <p>・勤務表</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(例) 利用者30人まで 常勤換算方法で1人 利用者30人超~80人 常勤換算方法で2人 利用者80人超~130人 常勤換算方法で3人			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		常に1以上の指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		看護職員及び介護職員は、主として指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者となっていますか。 ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りる。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		【機能訓練指導員】 1人以上配置していますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（※）を配置していますか。 ※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師若しくは准看護師）、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		【計画作成担当者】 1人以上配置していますか。 (利用者【前年度の平均値】の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする)			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者となっていますか。 ※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		【管理者】 常勤専従の管理者を置いていますか。（資格要件なし） ※ただし、管理上支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事することが可能。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
III 設備基準							
		指定（介護予防）特定施設の建築物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物は除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物となっていますか。	条例 第178条第1項 予防条例 第164条第1項	(目視により確認)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しません。 1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	条例 第178条第2項 予防条例 第164条第2項		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
● 4	設備及び備品等	消防用設備等について下記の基準を満たしていますか。	消防法令		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		ア 有料老人ホームのうち、「主として要介護状態にある者を入所させるもの」（介護居室の割合が一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のもの） ① 消火器 （全ての施設） ② スプリンクラー （275m ² 以上の施設） ③ 自動火災報知設備 （全ての施設） ④ 消防機関へ通報する火災報知設備 （全ての施設） ⑤ 消防機関の検査を受けるもの （全ての施設） ⑥ 消防計画の作成等を行う防火管理者の選任 （収容人員10人以上の施設） イ ア以外の有料老人ホーム ① 消火器具 （150m ² 以上の施設） ② スプリンクラー （6,000m ² 以上の施設） ③ 自動火災報知設備 （300m ² 以上の施設） ④ 消防機関へ通報する火災報知設備 （500m ² 以上の施設） ⑤ 消防機関の検査を受けるもの （300m ² 以上の施設）					
		一時介護室（一時的に利用者を移してサービスを行ふための室をいう。以下同じ。），浴室，便所，食堂及び機能訓練室を有していますか。 ※ ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適當な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができます。	条例 第178条第3項 予防条例 第164条第3項	・平面図 ・運営規程 ・設備，備品台帳	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
					適	不適	該当なし	
● 4 設備及び備品等	【介護居室】 一の居室の定員は、1人としていますか。 ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合（※）は、2人とすることができます。 ※夫婦で居室を利用する場合など。 プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さですか。 ※面積基準はなく、利用者の選択に委ねることとするため、利用申込者に対して文書による説明が必要です。	地階に設けていませんか。 一以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けていますか。	条例 第178条第4項 予防条例 第164条第4項	・平面図 ・運営規程 ・設備、備品台帳	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
● 5 構造	【構造】 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものですか。	条例 第178条第5項 予防条例 第164条第5項				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
						<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
● 6 構造設備	構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところにより、適正ですか。	条例 第178条第7項 予防条例 第164条第7項				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
						<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
					適	不適	該当なし	
IV 運営基準								
● 5	内容及び手続の説明及び契約の締結等	事業所の概要、重要事項（※）について記した文書を交付し、入居申込者又はその家族に対し説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結していますか。	条例 第179条第1項 予防条例 第165条第1項	・運営規程 ・重要事項説明書 ・利用契約書 ・同意に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		※ ○運営規程の概要 ○勤務体制 ○介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要（具体的な広さ） ○要介護状態区分に応じて事業者が提供する標準的な介護サービスの内容 ○利用料の額及びその改定の方法 ○事故発生時の対応 ○苦情窓口、苦情処理の体制及び手順等 等入居申込者のサービス選択に資すると認められる事項						
		契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていませんか。 ※契約書には、介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額、契約解除の条件を記載すること。			・運営規程 ・利用契約書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
● 6	指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等	正当な理由なく、入居者に対するサービスの提供を拒んでいませんか。	条例 第180条第1項 予防条例 第166条第1項	・利用申込受付簿	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていませんか。			・サービス提供の記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、事業者自らが必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じていますか。			・紹介の記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
● 7	受給資格等の確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。	条例第12条 予防条例 第35条の5	・利用者に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
● 8	要介護認定の申請に係る援助	利用者申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護認定申請のために必要な援助を行っていますか。	規則第6条 予防規則 第9条	・利用者に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
● 9	サービスの提供の記録	サービス提供開始に際しては、開始年月日及び施設の名称を、サービス提供終了に際しては、終了年月日を利用者の被保険者証に記載していますか。	規則 第69条 予防規則 第68条	・被保険者証の写し	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護サービスを提供した際は、具体的なサービスの内容等を記録していますか。	条例 第181条 予防条例 第167条	・利用者に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
● 10	利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	条例 第182条第1項 予防条例 第168条第1項	・サービス提供票・別表 ・領収書控	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。	条例 第182条第2項 予防条例 第168条第2項	・運営規程 ・領収書控	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。 ①利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ②おむつ代 ③指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用	条例 第182条第3項 予防条例 第168条第3項	・運営規程 ・重要事項説明書 ・利用契約書 ・領収書控	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		※介護保険法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証には、法定代理受領サービスの利用者負担分、食費、滞在費及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額については個別の費用ごとに区分して記載すること。	条例 第182条第4項 予防条例 第168条第4項	・説明文書 ・同意に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。	介護保険法 第41条 第8項	・領収書控	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。	介護保険法 施行規則 第65条	・領収書控	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	規則第13条 予防規則 第16条	・サービス提供証明書控	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
● 11	保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付していますか。					

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
		利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者的心身の状況等を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行っていませんか。	条例 第183条第1項	・利用者に関する記録 ・介護日誌	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービス提供は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。	条例 第183条第2項	・特定施設サービス計画書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	条例 第183条第3項	・重要事項説明書等 ・特定施設サービス計画書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	条例 第183条第4項 予防条例 第169条第1項	・介護日誌 ・利用者に関する記録 ・身体拘束に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
《身体拘束禁止の対象となる具体的行為》 身体拘束ゼロへの手引きより							
<p>①徘徊をしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。</p>							
12 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針		上記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	条例 第183条第5項 予防条例 第169条第2項	・身体拘束に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		管理者及び従業者は身体拘束廃止を実現するため正確な事実認識を持っていますか。そのために、管理者は研修等に参加し、又は従業者を参加させるなど意識啓発に努めていますか。	H13老発155の 2, 3	・研修等に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成していますか。	H13老発155の 3, 5				
		《改善計画に盛り込むべき内容》					
		①事業所内の推進体制 ②介護の提供体制の見直し ③「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ④事業所の設備等の改善 ⑤事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み ⑥利用者の家族への十分な説明 ⑦身体拘束廃止に向けての数値目標			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じていますか。	条例 第183条第6項 予防条例 第169条第3項				
		①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。		・指針 ・検討委員会の会議録 ・研修記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	条例 第183条第7項	・自己評価基準等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
● 15 介護		介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。	条例 第185条第1項 予防条例 第175条第1項	・特定施設サービス計画書 ・利用者に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を尊重するとともに、利用者のために忠実にその職務を遂行していますか。	通知 第3十 3 (8)	・利用者に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを行っていますか。	条例 第185条第2項 予防条例 第175条第2項	・利用者に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。	条例 第185条第3項 予防条例 第175条第3項	・利用者に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記のほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行ってていますか。	条例 第185条第4項 予防条例 第175条第4項	・利用者に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	機能訓練	利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。	条例 第130条 予防条例 第117条	・機能訓練に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	健康管理	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じていますか。	規則 第70条 予防規則 第73条		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っていますか。	規則 第71条 予防規則 第74条	・相談、援助に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	利用者の家族との連携等	利用者の生活及び健康状態の状況並びにサービスの提供状況を定期的に家族に報告する等により、常に利用者の家族との連携を図るとともに、行事への参加の呼びかけ等により、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	規則 第72条 予防規則 第75条	・行事等の交流に関する記録等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ①正当な理由なしに指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	規則第14条 予防規則 第17条	・市町村に送付した通知に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
● 21	緊急時等の対応	サービス提供中、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置をとっていますか。	条例 第40条 予防条例 第37条	・契約書 ・運営規程 ・利用者台帳 ・緊急時対応マニュアル等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	管理者の責務	事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われていますか。また、管理者は従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	条例第41条 規則第22条 予防条例 第38条 予防規則 第25条	・組織図、組織規程 ・運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書・業務日誌	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
●	23 運営規程	<p>指定特定施設入居者生活介護事業所ごとに次に掲げる重要な事項に関する規程を定めていますか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③入居定員及び居室数 ④指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料 その他の費用の額 ⑤利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 ⑥施設の利用に当たっての留意事項 ⑦緊急時等における対応方法 ⑧非常災害対策 ⑨その他運営に関する重要な事項</p> <p>※緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う際の手続についても定めておくことが望ましい。</p>	条例 第186条 予防条例 第170条	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・指定申請及び変更届写 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●	24 勤務体制の確保等	<p>利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。</p> <p>当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p>※ ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。</p> <p>指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせている場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。</p> <p>従業者の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。</p>	規則 第73条第1項 予防規則 第69条第1項 規則 第73条第2項 予防規則 第69条第2項 規則 第73条第3項 予防規則 第69条第3項 規則 第73条第4項 予防規則 第69条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと） 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●	25 協力医療機関等	<p>利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定め、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るために、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。</p> <p>事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めていますか。</p>	条例 第187条第1項 予防条例 第171条第1項 条例 第187条第2項 予防条例 第171条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・取り決めに関する記録 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●	26 非常災害対策	<p>非常災害に関する具体的計画（※）を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知していますか。</p> <p>非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p>※消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画。</p>	条例第89条 予防条例 第94条の5 通知第3六3(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画 ・風水害、地震等の災害に對処するための計画 ・避難訓練等の実施記録 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
● 27	衛生管理等	利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じていますか。	規則第35条 第1項 予防規則 第43条の2 第1項	・水質検査等の記録 ・受水槽、浴槽の清掃記録 ・衛生管理マニュアル等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めていますか。 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じていますか。	規則第35条 第2項 予防規則 第43条の2 第2項	・感染症対策マニュアル等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、密接な連携を図っていますか。	通知 第36条(7)	・研修等参加記録 ・指導等に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
● 28	重要事項の掲示	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示していますか。	規則第17条 予防規則 第20条		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
● 29	秘密保持等	従業者及び管理者が正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	条例第24条 予防条例 第39条の2		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。		・就業時の取り決め等の記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を書面により得ていますか。		・利用者及び家族の同意書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
● 30	広告	広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	規則第18条 予防規則 第21条	・広告物	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームの場合、景品表示法第4条第1項第3号に基づき、下記の事項について明瞭に記載され、不当表示となっていますか。	「有料老人ホームに関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第3号）				
		① 土地又は建物についての表示 ② 施設又は設備についての表示 ③ 居室の利用についての表示 ④ 医療機関との協力関係についての表示 ⑤ 介護サービスについての表示 ⑥ 介護職員等の数についての表示 ⑦ 管理費等についての表示			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
● 31	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条例第25条 予防条例 第39条の3		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
● 32	地域との連携等	地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。	予防規則 第70条第1項	・活動状況報告 ・交流記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力していますか。	規則 第19条 予防規則 第22条	・市町村の行事に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
●	33 苦情処理等	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従つて必要な改善を行っていますか。	条例第26条 予防条例 第39条の4	・運営規程 ・苦情に関する記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情に対する対応結果記録 ・指導等に関する改善記録 ・市町村への報告記録 ・国保連からの指導に対する改善記録 ・国保連への報告書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		苦情件数 令和2年度2件程度 苦情相談窓口の設置：(有) 無 相談窓口担当者：吉田 和樹			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●	34 事故発生時の対応	苦情相談を受けたことがある場合、苦情相談等の内容を記録・保存していますか。 苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしていますか。	条例第27条 予防条例 第39条の5	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・事故発生報告書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や措置について記録していますか。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。		・損害賠償関係書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		→過去一年間の事故事例の有無：(有) 無		・事故再発防止検討記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		→損害賠償保険への加入：(有) 無					
●	35 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	規則第20条 予防規則 第23条	・会計関係書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。		・職員名簿・設備台帳 ・会計関係書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●	36 記録の整備	次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①特定施設サービス計画 (計画期間の終了日から) ②提供了具体的なサービス内容等の記録 (計画期間の終了日から) ③身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (対応を終了した日から) ④業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認した結果等の記録 (確認を終了した日から) ⑤市町村への通知に係る記録 (対応を終了した日から) ⑥苦情の内容の記録(対応を終了した日から) ⑦事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録(対応を終了した日から)	規則 第75条第1項 予防規則 第71条第1項 規則 第75条第2項 予防規則 第71条第2項	・特定施設サービス計画書 ・サービス提供記録 ・身体拘束に関する記録 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情の記録 ・事故の記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

V 変更の届出等

37	変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を県知事に届け出ていますか。	介護保険法第75条第1項、第115条の5第1項	・届出書類の控	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
----	--------	---	-------------------------	---------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
VI－1 介護給付費関係							
38	基本的事項	指定特定施設入居者生活介護に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。	平12厚告19 一	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設サービス計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		指定特定施設入居者生活介護に要する費用の額は、厚生労働大臣が定める「1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	平12厚告19 二		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。	平12厚告19 三		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。	平12厚告19 別表10 イ注1		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
39	人員基準欠如減算	人員基準に定める員数の看護職員及び介護職員が配置されていない状況で行われた特定施設入居者生活介護については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。	平12厚告19 別表10 イ注1	<ul style="list-style-type: none"> ・職員名簿 ・職員勤務表 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		看護・介護職員の人員基準欠如について イ) 人員基準上必要とされる人員から1割を超えて減少 ⇒ その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。(介護給付費の70/100を算定) ロ) 1割の範囲内で減少 ⇒ その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで利用者の全員について減算される。(介護給付費の70/100を算定)					
40	短期利用特定施設入居者生活介護費	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。	平12厚告19 別表10 ハ注3		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
①		当該指定特定施設の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験をすること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		当該指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護を受ける入居者の数は1又は当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領しないこと。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		介護保険法第76条の2第1項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、老人福祉法第29条第11項の規定による命令、社会福祉法第71条の規定による命令又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第25条各項の規定による指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
41	身体拘束廃止未実施減算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の10/100に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	平12厚告19 別表10 イ注4	<ul style="list-style-type: none"> ・介護日誌 ・利用者に関する記録 ・身体拘束に関する記録 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・「12 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針」と連動 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	条例第183条第5項及び第6項に規定する基準に適合していないこと。【項目番12】						<input type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
●	42 入居継続支援加算	特定施設入居者生活介護費について、次に掲げるいずれの基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、1日につき36単位を加算していますか。（ただし、サービス提供体制強化加算を算定している場合においては、算定しない。）	平12厚告19 別表10 ハ注5	・従業者一覧表 ・資格証 ・体制届	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（口腔内の喀かく・痰たん吸引・鼻腔内の喀痰吸引・気管カニューレ内部の喀痰吸引・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養）を必要とする者の占める割合が利用者の15／100以上であること。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	(2) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	(3) 人員基準欠如減算に該当しないこと。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
●	43 生活機能向上連携加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、1月につき200単位を所定単位数に加算していますか。（ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を加算する。）	平12厚告19 別表10 イ注6	・特定施設サービス計画 ・利用者に関する記録 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法〔昭和23年法律第205号〕第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。（1）において同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）が当該指定特定施設、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設（以下「当該事業所」という。）を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、介護職員、生活相談員その他の職種の者「（以下「機能訓練指導員等」という。）」と共同して、利用者又は入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(1)	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。 この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(2)	(1)の個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を短期入所生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(3)	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(4)	個別機能訓練計画の進捗状況等について、3月ごとに1回以上、理学療法士等が指定短期入所生活介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要応じて訓練内容の見直し等を行うこと。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(5)	各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(6)	機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果													
					適	不適	該当なし											
	個別機能訓練加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいて機能訓練を行っている場合には、1日につき12単位を加算していますか。	平12厚告19 別表10 イハ注7	・職員名簿 ・職員勤務表 ・サービス提供の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>											
44		<table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>基準</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人員配置</td> <td> 機能訓練指導員 専従かつ常勤の理学療法士等を1名以上 利用者数が100を超える場合、専従かつ常勤の理学療法士等の1名以上配置に加え、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置する </td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画作成</td> <td> 機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成 </td> <td> 利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画に相当する内容を(介護予防)特定施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって代えることができる </td> </tr> <tr> <td>提供</td> <td> 実施 当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合 </td> <td> 計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価を行う 開始時及びその後の3ヶ月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する 個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は利用者ごとに保管され、常に当該施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにする </td> </tr> </tbody> </table>	要件	基準	留意事項	人員配置	機能訓練指導員 専従かつ常勤の理学療法士等を1名以上 利用者数が100を超える場合、専従かつ常勤の理学療法士等の1名以上配置に加え、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置する		計画作成	機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成	利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画に相当する内容を(介護予防)特定施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって代えることができる	提供	実施 当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合	計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価を行う 開始時及びその後の3ヶ月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する 個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は利用者ごとに保管され、常に当該施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにする				
要件	基準	留意事項																
人員配置	機能訓練指導員 専従かつ常勤の理学療法士等を1名以上 利用者数が100を超える場合、専従かつ常勤の理学療法士等の1名以上配置に加え、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置する																	
計画作成	機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成	利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画に相当する内容を(介護予防)特定施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって代えることができる																
提供	実施 当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合	計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価を行う 開始時及びその後の3ヶ月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する 個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は利用者ごとに保管され、常に当該施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにする																
	厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た施設において、利用者に対して、サービス提供を行った場合に、1日につき10単位を加算していますか。 ※次表の基準のとおり	厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た施設において、利用者に対して、サービス提供を行った場合に、1日につき10単位を加算していますか。 ※次表の基準のとおり	平12厚告19 別表10 イハ注8	・職員名簿 ・職員勤務表 ・個別機能訓練計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>											
45	夜間看護体制加算	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>基準</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人員配置</td> <td>常勤の看護師(※1)を1名以上配置し、看護に関わる責任者を定めている</td> <td>※1 正看護師に限る</td> </tr> <tr> <td>連携体制指針説明</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡体制(※2)を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている </td> <td> ※2 特定施設内で勤務することを要するものではなく、夜間においても特定施設入居者生活介護事業者から連絡でき、必要な場合には当該事業者からの緊急の呼出しに応じて出勤する体制をいう。具体的には次のような体制を規定している。 イ 管理者を中心に、介護職員及び看護職員による協議の上、夜間における連絡・対応体制(オンコール体制)に関する取り決め(指針やマニュアル等)の整備がなされていること ロ 管理者を中心に、介護職員及び看護職員による協議の上、看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目の標準化(どのようなことが観察されれば看護職員に連絡するか)がなされている ハ 特定施設内研修等を通じ、看護・介護職員に対し、イ、ロの内容が周知されている ニ 特定施設の看護職員とオンコール対応の看護職員が異なる場合には、電話やFAX等により利用者の状態に関する引継を行ふとともに、オンコール体制終了時にも同様の引継を行う </td> </tr> </tbody> </table>	要件	基準	留意事項	人員配置	常勤の看護師(※1)を1名以上配置し、看護に関わる責任者を定めている	※1 正看護師に限る	連携体制指針説明	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡体制(※2)を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている 	※2 特定施設内で勤務することを要するものではなく、夜間においても特定施設入居者生活介護事業者から連絡でき、必要な場合には当該事業者からの緊急の呼出しに応じて出勤する体制をいう。具体的には次のような体制を規定している。 イ 管理者を中心に、介護職員及び看護職員による協議の上、夜間における連絡・対応体制(オンコール体制)に関する取り決め(指針やマニュアル等)の整備がなされていること ロ 管理者を中心に、介護職員及び看護職員による協議の上、看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目の標準化(どのようなことが観察されれば看護職員に連絡するか)がなされている ハ 特定施設内研修等を通じ、看護・介護職員に対し、イ、ロの内容が周知されている ニ 特定施設の看護職員とオンコール対応の看護職員が異なる場合には、電話やFAX等により利用者の状態に関する引継を行ふとともに、オンコール体制終了時にも同様の引継を行う							
要件	基準	留意事項																
人員配置	常勤の看護師(※1)を1名以上配置し、看護に関わる責任者を定めている	※1 正看護師に限る																
連携体制指針説明	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡体制(※2)を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている 	※2 特定施設内で勤務することを要するものではなく、夜間においても特定施設入居者生活介護事業者から連絡でき、必要な場合には当該事業者からの緊急の呼出しに応じて出勤する体制をいう。具体的には次のような体制を規定している。 イ 管理者を中心に、介護職員及び看護職員による協議の上、夜間における連絡・対応体制(オンコール体制)に関する取り決め(指針やマニュアル等)の整備がなされていること ロ 管理者を中心に、介護職員及び看護職員による協議の上、看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目の標準化(どのようなことが観察されれば看護職員に連絡するか)がなされている ハ 特定施設内研修等を通じ、看護・介護職員に対し、イ、ロの内容が周知されている ニ 特定施設の看護職員とオンコール対応の看護職員が異なる場合には、電話やFAX等により利用者の状態に関する引継を行ふとともに、オンコール体制終了時にも同様の引継を行う																

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
●	46 若年性認知症利用者受入加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府都道府県知事に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合には、1日につき120単位を加算していますか。 ※認知症加算を算定している場合は算定しません。	平12厚告19 別表6 イハ注9	・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		看護職員が利用者ごとに健康状況を継続的に記録している場合において、利用者の同意を得て、協力医療機関又は利用者の主治医に対して、利用者の健康状況を月に1回以上情報提供した場合は、1月につき80単位を加算していますか。	平12厚告19 別表10 イ注10	・利用者に関する記録 ・情報提供に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		医療機関連携加算	要件	基準	備考事項		
			情報提供先	協力医療機関又は当該利用者の主治医 歯科医師を含む			
			情報提供回数	月に1回以上			
			算定不可の場合		情報提供した日前30日以内において、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を算定した日が14日未満である場合		
			その他		あらかじめ指定特定施設入居者生活介護事業所と協力医療機関等で、情報提供の期間及び利用者の健康の状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容について定めておくこと 必要に応じてこれら以外の情報を提供することを妨げるものではない 看護職員は、前回の情報提供日から次回の情報提供日までの間において、利用者ごとに健康の状況について随時記録すること 情報提供は、面談によるほか、文書(FAX含む)又は電子メールにより行うことも可能 協力医療機関等に情報を提供した場合において、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から、署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ること この場合において、複数の利用者の情報を同時に提供した場合には、一括して受領の確認を得ても差し支えない		
	48 口腔衛生管理体制加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき30単位を加算していますか。	平12厚告19 別表10 イ注11	・利用者に関する記録 ・職員勤務表 ・口腔機能改善管理指導計画書 ・評価、モニタリング結果	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		イ 事業所又は施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		ロ 人員基準欠如減算に該当しないこと。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	49 栄養スクリーニング加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき5単位を加算していますか。（ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。）	平12厚告19 別表10 イ注12	・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		人員基準欠如減算に該当しないこと。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
	50 退院・退所時連携加算	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、1日につき30単位を加算していますか。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に当該指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。	平12厚告19 別表10 二		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	51 看取り介護加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準（※1）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者（※2）について看取り介護を行った場合は、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算していますか。 ただし、退去した日翌日から死亡日までの間は、算定できません。また、この場合において、夜間看護体制加算を算定していない場合は算定できません。	平12厚告19 別表10 木		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
※1 施設基準	看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	看取りに関する職員研修を行っていること。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
※2 基準に適合する利用者	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	医師、看護職員介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という。）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意した者を含む。）であること。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ隨時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	52 認知症専門ケア加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を加算していますか。	平12厚告19 別表10 ヘ		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		※日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者					
		ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。					
		(1) 認知症専門ケア加算（I） 次の①～③に適合している場合	3 単位				
		(2) 認知症専門ケア加算（II） 次の①～⑤に適合している場合	4 単位				
認知症専門ケア加算（I） (①～③)	①事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下、「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
認知症専門ケア加算（II） (①～⑤)	③当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を開催していること。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	④認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	⑤当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は予定していること。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
53	サービス提供体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を加算していますか。 (1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 18単位 (2)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 12単位 (3)サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 6単位 (4)サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位	平12厚告19 別表10 ト		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定しません。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制強化加算 (I)イ ※いずれにも適合すること		指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一體的に運営されている場合において、上記の介護職員の総数の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		人員基準に適合している事業所であること。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制強化加算 (I)ロ ※いずれにも適合すること		指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一體的に運営されている場合において、上記の介護職員の総数の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		人員基準に適合している事業所であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
サービス提供体制強化加算 (II) ※いずれにも適合すること		指定特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一體的に運営されている場合において、上記の介護職員の総数の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		人員基準に適合している事業所であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
サービス提供体制強化加算 (III) ※いずれにも適合すること		指定特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一體的に運営されている場合において、上記の介護職員の総数の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		人員基準に適合している事業所であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					達	不適	該当なし
		厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（（4）及び（5）については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。					
54	介護職員処遇改善加算	<p>(1) 介護職員処遇改善加算（I） (1)～(6) 及び (7) ①②③の全て、並びに (8) ①を満たす場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数の1000分の82に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（II） (1)～(6) 及び (7) ①②の双方、並びに (8) ①を満たす場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数の1000分の60に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（III） (1)～(6) 及び (7) ①②のいずれか、並びに (8) ②を満たす場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数の1000分の33に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（IV） (1)～(6) 及び (7) ①、(7) ②、(8) ② のいずれかを満たす場合 加算（III）により算定した単位数の100分の90 に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（V） (1)から(6)を満たす場合 加算（III）により算定した単位数の100分の80 に相当する単位数</p>	平12厚告19 別表10 チ	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員処遇改善計画書 ・賃金台帳、給与明細書 ・実績報告書 ・研修計画書、研修記録 ・介護給付費明細書・請求書 ・労働保険料の納付 ・職員への周知の記録 等 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(Ⅰ)～(Ⅴ) 共通の要件	(1)介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2)当該指定特定施設において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3)介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(4)当該指定特定施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(5)算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(6)労働保険料の納付が適正に行われていること。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
		<p>(7)①キャリアパス要件Ⅰ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>b aに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時に支払われるものを除く。)について定めていること。</p> <p>c a及びbの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p>			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>(7)②キャリアパス要件Ⅱ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の職務内容を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び研修機会の提供、技術指導等の実施又は資格取得のための支援に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p>			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>(7)③キャリアパス要件Ⅲ 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>b aの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p>			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>(8)①新たな職場環境等要件=平成27年4月から(2)の届出をした月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善を除く。)と介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8)②既存の職場環境等要件=平成20年10月から(2)の届出をした月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善を除く。)と介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p>			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
55	介護職員等特定処遇改善加算	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。(ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。)</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の18に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の12に相当する単位数</p>	平12厚告19別表1 へ	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等特定処遇改善計画書 ・賃金台帳、給与明細書 ・実績報告書 ・研修計画書、研修記録 ・介護給付費明細書・請求書 ・労働保険料の納付 ・職員への周知の記録 等 		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
		(1) 介護職員等特定待遇改善加算(Ⅰ)…①～④の全てを満たす場合に算定する。 (2) 介護職員等特定待遇改善加算(Ⅱ)…②～④のすべてを満たす場合に算定する。 (3) ②～④のいずれかを満たさない場合は、介護職員等特定待遇改善加算の算定は行えない。 ① 介護福祉士の配置等要件 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は入居継続支援加算を算定しているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		② 現行加算要件 現行の介護職員待遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定しているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	賃金改善以外の要件 加算の算定区分及び要件	③ 職場環境等要件 平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した賃金改善以外の待遇改善の内容を全ての職員に周知しているか。 また、賃金改善以外の待遇改善については、複数の取組を行っていることとし、介護職員等特定待遇改善計画書(2)中の「資質の向上」、「労働環境・待遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行っているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		④ 見える化要件 特定待遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表しているか。(当該要件については2020年度より算定要件とする。) a 介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の待遇改善に関する具体的な取組内容を記載しているか。 b 介護サービスの情報公表制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表しているか。 C a又はbを行っていない場合は、施設の建物で、外部から見える場所へ掲示しているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①賃金改善の対象となるグループ	施設の職員を、次のa～cのグループに適切に分類しているか。 a 経験・技能のある介護職員 介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者(具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定する) b 他の介護職員 経験・技能のある介護職員を除く介護職員 c その他の職種 介護職員以外の職員			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②事業所における配分方法	①のa～cそれぞれにおける平均賃金改善額等について、次のとおりとなっているか。(a～c内での一人ひとりの賃金改善額は柔軟な設定が可能) ①のaの「経験・技能のある介護職員」のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円(賃金改善実施期間における平均。以下同じ。)以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上となっているか。(改善前の賃金が年額440万円以上の者がいる場合にはこの限りでない)。 例外的に当該賃金改善等が困難な場合は、次に掲げるような合理的な理由があるか。 ・小規模事業所等で加算額全体が少額である場合 ・職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合 ・8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・待遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合 当該事業所における①のaの「経験・技能のある介護職員」の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、①のbの「他の介護職員」の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上か。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③賃金改善の実施	①のbの「他の介護職員」の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、①のcの「その他の職種」の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上か。(その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでない。) ①のcの「その他の職種」の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと(賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない。) 特定待遇改善加算を取得していない場合の賃金水準と、特定待遇改善加算を取得し実施される賃金水準の差(賃金改善額)が、特定待遇改善加算の取得額以上となっているか。(この賃金改善は、現行の介護職員待遇改善加算による賃金改善と区別し、判断する。)			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし

VI-2 介護給付費関係（介護予防）

56	基本的事項	指定介護予防特定施設入居者生活介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。	平18厚労告127 一	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設サービス計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		指定介護予防特定施設入居者生活介護に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	平18厚労告127 二		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。	平18厚労告127 三		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。	平18厚労告127 別表8注1		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
57	人員基準欠如減算	人員基準に定める員数の看護職員及び介護職員が配置されていない状況で行われた介護予防特定施設入居者生活介護については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。	平18厚労告127 別表10 注1	<ul style="list-style-type: none"> ・職員名簿 ・職員勤務表 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
58	身体拘束廃止未実施減算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平18厚労告127 別表8 注2	<ul style="list-style-type: none"> ・介護日誌 ・利用者に関する記録 ・身体拘束に関する記録 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・「12 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針」と連動 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		予防条例第169条第2項及び第3項に規定する基準に適合していないこと。【項目番12】			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
59	生活機能向上連携加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、1月につき200単位を所定単位数に加算していますか。（ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を加算する。）	平18厚労告127 別表8 注3	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設サービス計画 ・利用者に関する記録 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(1)		指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法〔昭和23年法律第205号〕第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が当該指定介護予防特定施設を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（「機能訓練指導員等」という。）と共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(2)		(1)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。 この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(2)		(1)の個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を指定介護予防特定施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
	(3)	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	(4)	個別機能訓練計画の進捗状況等について、3月ごとに1回以上、理学療法士等が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要応じて訓練内容の見直し等を行うこと。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	(5)	各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	(6)	機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
60	個別機能訓練加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下「理学療法士等」)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定介護予防特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの。)として都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。	平18厚労告127 別表8 注4	・職員名簿 ・職員勤務表 ・サービス提供の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
61	若年性認知症入居者受入加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、若年性認知症入居者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。)に対して、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、1日につき120単位を加算していますか。	平18厚労告127 別表8 注5	・利用者の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	・受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること。						
62	医療機関連携加算	看護職員が利用者ごとに健康状況を継続的に記録している場合において、利用者の同意を得て、協力医療機関又は利用者の主治医に対して、利用者の健康状況を月に1回以上情報提供した場合は、1月につき80単位を加算していますか。	平18厚労告127 別表8 注6	・利用者に関する記録 ・情報提供に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
63	口腔衛生管理体制加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき30単位を加算していますか。 イ 事業所又は施設において歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言又は指導に基づき、利用者、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。 ロ 人員基準欠如減算に該当しないこと。	平18厚労告127 別表8 注7	・利用者に関する記録 ・職員勤務表 ・口腔機能改善管理指導計画書 ・評価、モニタリング結果	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
	64 栄養スクリーニング加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき5単位を加算していますか。（ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。）	平18厚労告127 別表8 注8	・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	人員基準欠如減算に該当しないこと。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	65 認知症専門ケア加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 (1) 認知症専門ケア加算（I） 3 単位 次の①～③に適合している場合 (2) 認知症専門ケア加算（II） 4 単位 次の①～⑤に適合している場合 ※日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者	平18厚労告127 別表8 ハ		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	認知症専門ケア加算（I） (①～③)	①事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下、「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	認知症専門ケア加算（II） (①～⑤)	②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		③当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		④認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		⑤当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
66	サービス提供体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設入居者介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を加算していますか。	平18厚労告127 別表8 二		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(1)サービス提供体制強化加算（I）イ 18単位 (2)サービス提供体制強化加算（I）ロ 12単位 (3)サービス提供体制強化加算（II） 6単位 (4)サービス提供体制強化加算（III） 6単位					
	サービス提供体制強化加算 (I)イ ※いずれにも適合すること	ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定しません。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記の介護職員の総数の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとすること。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス提供体制強化加算 (I)ロ ※いずれにも適合すること	人員基準に適合している事業所であること。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		上記の介護職員の総数の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとすること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	サービス提供体制強化加算 (II) ※いずれにも適合すること	人員基準に適合している事業所であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		指定介護予防特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		上記の介護職員の総数の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとすること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	サービス提供体制強化加算 (III) ※いずれにも適合すること	人員基準に適合している事業所であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		指定介護予防特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		上記の介護職員の総数の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとすること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		人員基準に適合している事業所であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
67	介護職員処遇改善加算	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（（4）及び（5）については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1）～（6）及び（7）①②③の全て、並びに （8）①を満たす場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数の1000分の82に相当する単位数</p> <p>（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1）～（6）及び（7）①②の双方、並びに （8）①を満たす場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数の1000分の60に相当する単位数</p> <p>（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1）～（6）及び（7）①②のいずれか、並び に（8）②を満たす場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数の1000分の33に相当する単位数</p> <p>（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1）～（6）及び（7）①、（7）②、（8）② のいずれかを満たす場合 加算（Ⅲ）により算定した単位数の100分の90 に相当する単位数</p> <p>（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1）から（6）を満たす場合 加算（Ⅲ）により算定した単位数の100分の80 に相当する単位数</p>	平18厚労告127 別表8 木	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員処遇改善計画書 ・賃金台帳、給与明細書 ・実績報告書 ・研修計画書、研修記録 ・介護給付費明細書・請求書 ・労働保険料の納付 ・職員への周知の記録 等 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(I)～(V) 共通の要件	<p>(1)介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2)当該指定介護予防特定施設において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3)介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4)当該指定介護予防特定施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5)算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6)労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
					適	不適	該当なし	
	(I)～(V) 共通の要件	<p>(7)①キャリアパス要件 I 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。 c a及びbの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(7)②キャリアパス要件 II 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の職務内容を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び研修機会の提供、技術指導等の実施又は資格取得のための支援に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(7)③キャリアパス要件 III 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 b aの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p>			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>(8)①新たな職場環境等要件=平成27年4月から(2)の届出をした月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善を除く。)と介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8)②既存の職場環境等要件=平成20年10月から(2)の届出をした月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善を除く。)と介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p>			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
68	介護職員等特定処遇改善加算	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。(ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。)</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の18に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の12に相当する単位数</p>	平12厚告19別表1 へ		<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等特定処遇改善計画書 ・賃金台帳、給与明細書 ・実績報告書 ・研修計画書、研修記録 ・介護給付費明細書・請求書 ・労働保険料の納付 ・職員への周知の記録 等 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

標準	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
賃金改善以外の要件	加算の算定区分及び要件	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（I）…①～④の全てを満たす場合に算定する。 (2) 介護職員等特定処遇改善加算（II）…②～④のすべてを満たす場合に算定する。 (3) ②～④のいずれかを満たさない場合は、介護職員等特定処遇改善加算の算定は行えない。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		① 介護福祉士の配置等要件 サービス提供体制強化加算（I）イを算定しているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		② 現行加算要件 現行の介護職員処遇改善加算（I）から（III）までのいずれかを算定しているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③ 職場環境等要件 平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した賃金改善以外の処遇改善の内容を全ての職員に周知しているか。 また、賃金改善以外の処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、介護職員等特定処遇改善計画書（2）中の「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行っているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①賃金改善の対象となるグループ		④ 見える化要件 特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表しているか。（当該要件については2020年度より算定要件とする。） a 介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載しているか。 b 介護サービスの情報公表制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表しているか。 c a又はbを行っていない場合は、施設の建物で、外部から見える場所へ掲示しているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		施設の職員を、次のa～cのグループに適切に分類しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		a 経験・技能のある介護職員 介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者（具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定する）			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		b 他の介護職員 経験・技能のある介護職員を除く介護職員			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
賃金改善に係る要件	②事業所における配分方法	c その他の職種 介護職員以外の職員			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		①のa～cそれぞれにおける平均賃金改善額等について、次のとおりとなっているか。（a～c内での一人ひとりの賃金改善額は柔軟な設定が可能）			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		①のaの「経験・技能のある介護職員」のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円（賃金改善実施期間における平均。以下同じ。）以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上となっているか。（改善前の賃金が年額440万円以上の者がいる場合にはこの限りでない）。 例外的に当該賃金改善等が困難な場合は、次に掲げるような合理的な理由があるか。 ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合 ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合 ・ 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇 を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		当該事業所における①のaの「経験・技能のある介護職員」の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、①のbの「その他の介護職員」の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上か。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		①のbの「他の介護職員」の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、①のcの「その他の職種」の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上か。（その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでない。）			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		①のcの「その他の職種」の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと（賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない。）			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

標準 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
	③賃金改善の実施	特定処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準と、特定処遇改善加算を取得し実施される賃金水準の差(賃金改善額)が、特定処遇改善加算の取得額以上となっているか。(この賃金改善は、現行の介護職員処遇改善加算による賃金改善と区別し、判断する。)			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

